



給・排水管の防火区画貫通部耐火措置工法部材

耐火テープ排水タイプ IRTV-K (壁用)

取扱説明書

国土交通大臣認定品、消防庁告示第4号適合品

お客様へ

- 施工は必ず専門業者へ依頼してください。
- 本取扱説明書は、大切に保管しておいてください。
- ご不明な点は、巻末に記載されている営業窓口へお問い合わせください。

施工業者様へ

- 施工前に本取扱説明書をよくお読みのうえ、正しく施工してください。
- 本取扱説明書は、必ずお客様にお渡しください。

1.はじめにお読みください(正しく安全に使用いただくために)

本製品は、防火区画貫通部耐火措置工法部材です。それ以外の用途には使用しないでください。

■表示内容を見逃して誤った使い方をした場合に生じる危害や損害の程度を、次の表示で区分しています。

 警告	取扱いを誤った場合、使用者が死亡または重症を負う可能性があります。
 注意	取扱いを誤った場合、使用者が傷害を負う可能性があります。

■お使いになる人や他の人へ危害、財産への損害を未然に防ぐため、必ずお守りいただくことを、次のように説明しています。

 警告	国土交通大臣認定書及び(一財)日本消防設備安全センター評定書の仕様に 基づき、正しく施工してください。 正しい施工を行わないと火災時に延焼のおそれがあります。 国土交通大臣認定書及び(一財)日本消防設備安全センター評定書について は、右記のQRコードを確認してください。  国土交通大臣認定書 (一財)日本消防設備安全センター評定書
 注意	作業時は、作業用手袋などを着用してください。

お願い	※下記が守られなかった場合、製品の想定する機能・性能が発揮されない可能性があります。 ● 使用途中の耐火テープ排水タイプは品質維持のため、次回使用まで元の箱に戻して保管してください。 ● 耐火テープ排水タイプの巻き付け位置は必ずお守りください。 ● モルタルの埋め戻しは丁寧に行い、十分密に充てんしてください。 ● 屋外でご使用の場合は、紫外線、雨水等が当たらないように処置を施してください。 ● 区画貫通部で配管などが動かないように近傍でしっかりと固定してください。不十分な場合は、耐火テープにズレが生じて耐火性能が発揮できません。
------------	--

2. 製品内容

耐火テープ排水タイプ (110mm幅 × 1.5M巻)	1巻	取扱説明書 (本書) (壁貫通用)	1部
-----------------------------	----	-------------------	----

3. 標準施工方法

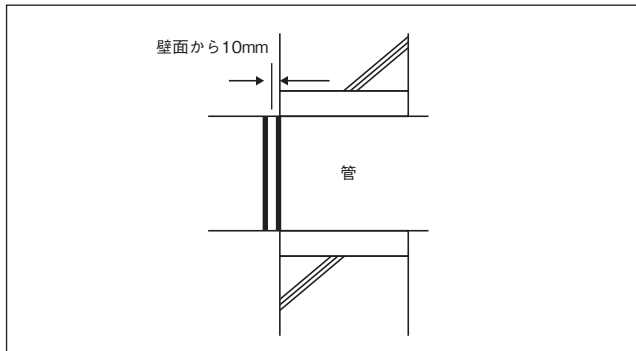
1. 開口部の設置

- 配管サイズに応じて適正な占積率となるよう開口部を設けます。

2. 耐火テープ排水タイプの位置決め

- 仮配管後に管に対して壁面位置と壁面から10mmの位置の2カ所に印をつけます。

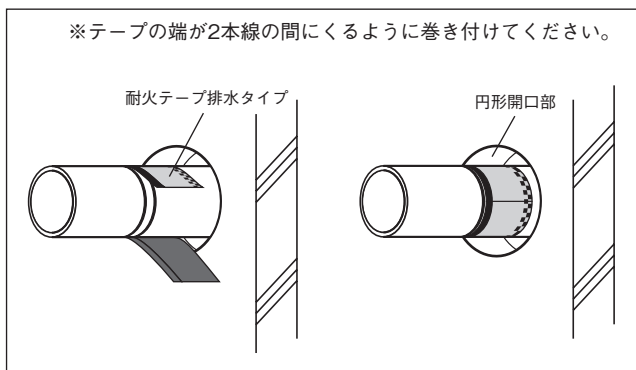
※この線は、耐火テープ排水タイプのとびだしシロの印となります。壁側に対して、右側、左側のどちら側にとびだしても耐火性能上全く問題ありませんが、外壁貫通部にご使用の場合は、とびだしシロを屋内側にして紫外線、雨水等が当たらないようにしてください。



3. 耐火テープ排水タイプの巻き付け

- 管表面の埃・汚れを除去します。
- 管の外周長プラス10程度の長さでテープをカットします。
- 施工後確認できるように印部の間にテープの紺帯側の端部がくるように巻き付けます。

※テープの端が2本線の間にくるように巻き付けてください。

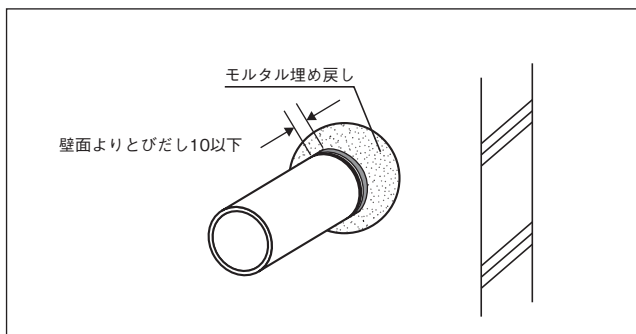


4. 配管

- 配管し、支持・固定します。

5. モルタルの埋め戻し

- 開口部をモルタルで埋め戻します。



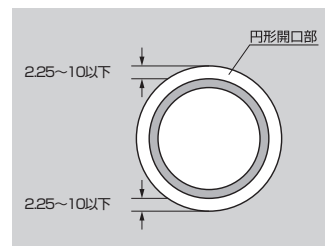
※耐火テープ排水タイプが壁面から数～10mmとびだしていることを確認してください。

※壁厚が100未満の場合、壁の両側から耐火テープ排水タイプがはみ出す場合がありますが耐火性能上全く問題ありません。

4. 中空壁施工方法

1. 開口部の設置

- 配管サイズに応じて適正な占積率となるよう開口部を設けます。



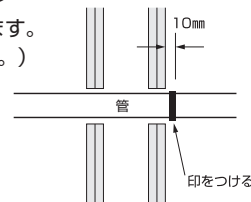
※開口径は管種により異なります。

2. 配管

- 配管し、支持・固定します。

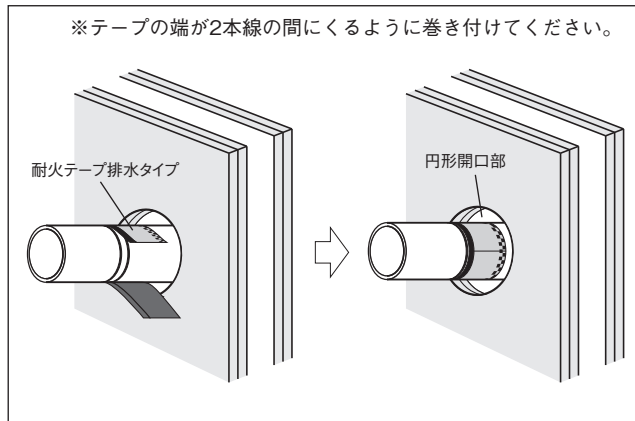
3. 耐火テープ排水タイプの巻き付け

- 壁面から10mmの位置に印をつけます。
(この位置にテープを巻き付けます。)
- 管の外周長プラス10程度の長さでテープをカットします。
- 管の埃・汚れを除去します。
- 紺帯部分が施工後確認できるように、印部分にテープを巻き付けます。



※耐火テープ排水タイプは壁のどちら側にはみだしていてもかまいません。

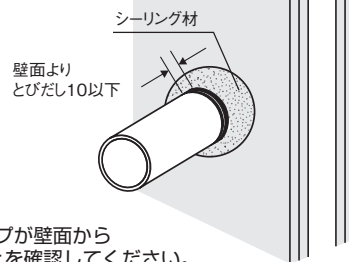
※テープの端が2本線の間にくるように巻き付けてください。



4. 開口部のシーリング処理

- 引き出した管を元の位置に戻します。
- 壁の両側の隙間部をシーリング材で充てんします（充てん量40g/m以上）。

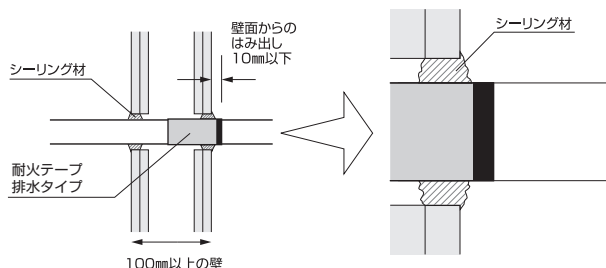
◎シーリング材は建築用シーリング材（JIS A 5758 シリコン系）をご使用ください。



※耐火テープ排水タイプが壁面から数～10mmとびだしていることを確認してください。

◎施工状態

シーリング材充てん量の目安



※耐火テープ排水タイプは壁のどちら側にはみだしていてもかまいません。

消防評定一括マーク 請求カード



因幡電機産業株式会社 因幡電工カンパニー

営業所 行

FAX () -

(注)消防評定一括マークは、特定共住区画貫通に使用される場合のみで請求願います。

特定共住区画とは、消防法施行令別表第1(5)口項に規定されている「寄宿舍、下宿又は共同住宅」に適用されています。

■『消防評定一括マーク』について

耐火テープ排水タイプを使用した防火区画貫通部措置工法は、平成17年消防庁告示第4号に規定する耐火性能を有することを（一財）日本消防設備安全センターにより確認（性能評定）されています。特定共同住宅等の壁（特定共住区画）でのご使用の際は、必ず性能評定品である旨の表示（評定一括マークまたは評定証票）が必要になります。こちらの請求カードに必要な枚数等をご記入の上、弊社までFAXにて送付願います。確認の上、折り返しご請求枚数の「評定一括マーク」をお送りいたします。

耐火テープ排水タイプIRTV-K（壁用）

※ 上記枠内に最寄の営業所名をご記入の上、FAXにてお送りください。

※ 楷書体でご記入ください。

※ 現場単位でまとめて1枚の消防評定一括マークご請求カードでお送りください。

※ お手元に届くまでに数日かかりますので、ご請求はお早めをお願いします。

▼ 施工内容

現 場 名	
所 在 地	〒
施 主 名	
建 築 施 工 会 社 名	
設 備 施 工 会 社 名	
ご 購 入 店	TEL. () -

▼ ご請求枚数

	評定番号	枚 数
消防(特定共住区画) 評 定 一 括 マー ク ご 請 求 枚 数	KK19 - 138号	枚
	KK19 - 139号	枚

* 消防評定一括マークは一つの防火対象物（建築物1棟）に1枚必要です。

* 必ず評定番号をご記入ください。

▼ 施工のご確認

本取扱説明書に基づき施工完了された事をご確認の上で署名および捺印してください。



印

▼ 送付先

貴 社 名			
所 属 部 署		ご 担 当 者 名	
※ ご 住 所	〒		
T E L	()	-	

※施工現場への送付をご希望の場合は、現場名までご記入ください。

5. 適用範囲概要（詳細は認定書・認定書をご確認ください）

IRTV-K（壁貫通）

貫通 区画	厚さ (mm)	開口		占積率	配管種類	最大 配管径	国土交通 大臣認定番号	(財)日本消防設備 安全センター認定番号
		種類	最大サイズ (mm)					共住区画
ALC ・ コンクリート	75	丸	φ158	52.1% 以下	硬質塩化ビニル管（VP管） （JIS K 6741、6742）	100A	PS060WL-0339	KK19-138号
					建築用リサイクル発泡三層 硬質塩化ビニル管（RFVP管）	100A	PS060WL-0350	
コンクリート	100	丸	φ210	61.8% 以下	硬質塩化ビニル管（VP管） （JIS K 6741、6742）	150A	PS060WL-0340	KK19-139号
※ 中空壁	100	丸	φ134	92.6% 以下	硬質塩化ビニル管（VP管） （JIS K 6741、6742）	100A	PS060WL-0386	—

※貫通部埋め戻し方法：変成シリコン系シーリング材

因幡電工カンパニー

因幡電機産業株式会社

詳しくはウェブサイトをご覧ください

<https://www.INABA-DENKO.com/>（最新情報や技術資料など）

<https://www.INABA-DENKO.com/ja/network>（営業窓口）



INABA DENKO
動画チャンネルは
こちら



札幌営業所 〒060-0034 北海道札幌市中央区北4条東1-2-3 札幌フコク生命ビル(2F) ☎(011) 209-1784(代) FAX(011) 209-1789
 仙台営業所 〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル(12F) ☎(022) 293-1785(代) FAX(022) 293-1802
 関東営業所 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-2 GINZA YAMATO 3ビル(2F) ☎(048) 642-1783(代) FAX(048) 642-1756
 首都圏1課 〒108-0075 東京都港区港南4-1-8 リバーージュ品川(11F) ☎(03) 5783-1723(代) FAX(03) 3474-1718
 首都圏2課 〒108-0075 東京都港区港南4-1-8 リバーージュ品川(11F) ☎(03) 5783-1724(代) FAX(03) 3474-1719
 横浜営業所 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-5 住友不動産新横浜ビル(10F) ☎(045) 470-1780(代) FAX(045) 470-1798
 名古屋営業所 〒450-6428 愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12 大名古屋ビルヂング(28F) ☎(052) 541-1780(代) FAX(052) 541-1791
 金沢営業所 〒920-0853 石川県金沢市本町2-11-7 金沢フコク生命駅前ビル(6F) ☎(076) 262-1783(代) FAX(076) 262-1787
 近畿1課 〒550-0012 大阪府大阪市西区立売堀4-11-14(10F) ☎(06) 4391-1940(代) FAX(06) 7664-9103
 近畿2課 〒550-0012 大阪府大阪市西区立売堀4-11-14(10F) ☎(06) 4391-1732(代) FAX(06) 7664-9104
 広島営業所 〒730-0022 広島県広島市中区銀山町3-1 ひろしまハイビル21(12F) ☎(082) 545-1132(代) FAX(082) 545-1134
 九州1課 〒812-0026 福岡市博多区上川端町12-20 ふくぎん博多ビル(9F) ☎(092) 283-1751(代) FAX(092) 262-1787
 九州2課 〒812-0026 福岡市博多区上川端町12-20 ふくぎん博多ビル(9F) ☎(092) 283-1785(代) FAX(092) 262-1787
 広域1課(大阪) 〒550-0012 大阪府大阪市西区立売堀4-11-14(10F) ☎(06) 4391-1713(代) FAX(06) 7664-9105
 広域2課(東京) 〒108-0075 東京都港区港南4-1-8 リバーージュ品川(11F) ☎(03) 5783-1722(代) FAX(03) 3474-1716
 東京推進課 〒108-0075 東京都港区港南4-1-8 リバーージュ品川(11F) ☎(03) 5783-1721(代) FAX(03) 3474-1715
 大阪推進課 〒550-0012 大阪府大阪市西区立売堀4-11-14(10F) ☎(06) 4391-1941(代) FAX(06) 4391-1920

※商品に関するお問い合わせは、お近くの営業所へ、お気軽にどうぞ。